



国立研究開発法人 日本医療研究開発機構

Japan Agency for Medical Research and Development

# 新型コロナウイルス感染症に関する AMEDの対応について（キャンセル料等）

---

経理部契約調整グループ

## 1. 専従者の特例の適用について

### (1) 海外渡航からの帰国者の取扱

今現在、流行しております新型コロナウイルス、関連肺炎の対策については、2月1日付で政府から感染症法に基づく指定感染症及び検疫法に基づき、検疫感染症に指定すると発表されました。

この措置を受けまして、AMEDでは機関の定めにより自宅待機になった期間の人件費を計上できることとします。

特に、専従者につきましては、事務処理説明書におきまして、「2週間以上研究に従事できない場合は、専従者とは見なさない」という規定がありますが、新型コロナウイルス、関連肺炎の場合に限り、研究機関の規程により自宅待機の期間が2週間を超えていても、専従者で見なすこととします。

なお、この措置は、政府が解除または終息宣言をした時点をもって、終了することとします。

#### 【人件費を計上できる者】

年俸制、月給制の研究者

## (2) 学校の休校における取扱(その1)

新型コロナウイルスの感染拡大防止対策の一環で、政府の方針に基づき、学校等が休校になり、研究者が自宅待機の子供の世話をするため機関を休まなければならなくなった場合で、機関が定める規程により2週間以上の休暇を取得した場合は、専従者の適用の特例とすることとします。

## (3) 学校の休校における取扱(その2)

新型コロナウイルスの感染拡大防止対策の一環で、政府の方針に基づき、学校等が休校になり、研究者が自宅待機の子供の世話をするため機関を休まなければならなくなった場合で、研究機関等が政府等に補助金等を申請し、その額を受領した場合は、当該研究者に係る人件費については、計上することはできません。

## 2. キャンセル料の計上について

### (1) 旅費関係

- ① 研究者が予定していました海外出張等(学会等)が中止になり、キャンセルせざるを得なくなった場合のキャンセル料につきましては、直接経費の「旅費」に計上してください。  
証拠書類として、中止の案内を添付(webコピー可)してください。  
収支簿の記載例: ○○学会旅費キャンセル料(新型コロナウイルス対策)
- ② 感染拡大防止対策の一環として、出張をキャンセルされる場合は、研究機関が「妥当」と認める場合に限り、キャンセル料を計上することができることとします。  
証拠書類として、中止の案内を添付(webコピー可)してください。  
収支簿の記載例: ○○学会旅費キャンセル料(新型コロナウイルス対策)
- ③ 支払った旅費等がキャンセルができない場合は、支払った金額を計上してください。  
証拠書類として、中止の案内を添付(webコピー可)してください。  
収支簿の記載例: ○○学会旅費(新型コロナウイルス対策)

## (2) 会場借り上げ費及び学会参加費関係

①感染拡大防止対策の一環として、班会議等の会議の開催を取り止めたときの会場費(付帯設備の使用料等を含む)のキャンセル料につきましては、「その他」に計上してください。  
証拠書類として、中止の案内を添付(webコピー可)してください。

収支簿の記載例:会場キャンセル料(新型コロナウイルス対策)

②参加する予定の学会が感染拡大防止対策の一環として中止になった場合で、参加費がキャンセルできず、参加費の返金もされない場合は、支払った参加費を計上してください。  
証拠書類として、中止の案内を添付(webコピー可)してください。

収支簿の記載例:学会参加費(新型コロナウイルス対策)